

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例（案）

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５６年
８月制定）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号に次のただし書を加える。

ただし、仮設トイレのくみ取りについては、１現場当たり５，００
０円（消費税及び地方消費税を除く）の基本料金を別途徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和９年４月１日から適用する。

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 8 条 （略） （し尿の処理手数料） 第 9 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定によるし尿の収集運搬及び処分については、次の各号に掲げる手数料を徴収する。ただし、第 1 号に掲げる手数料は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づく事務の委託により、組合を組織する地方公共団体が徴収する。 （1）ふん尿（家畜のふん尿を除く。）の収集、運搬及び処分 1 0 リットルにつき 1 4 3 円 <u>ただし、仮設トイレのくみ取りについては、1 現場当たり 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く）の基本料金を別途徴収する。</u> （2） （略） 第 1 0 条～第 1 4 条 （略）	第 1 条～第 8 条 （略） （し尿の処理手数料） 第 9 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定によるし尿の収集運搬及び処分については、次の各号に掲げる手数料を徴収する。ただし、第 1 号に掲げる手数料は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づく事務の委託により、組合を組織する地方公共団体が徴収する。 （1）ふん尿（家畜のふん尿を除く。）の収集、運搬及び処分 1 0 リットルにつき 1 4 3 円 （2） （略） 第 1 0 条～第 1 4 条 （略）